

成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

「成田空港の更なる機能強化」の事業（以下「本事業」という。）は、首都圏空港の処理能力が2020年代前半に限界に達するとの予測に基づき、首都圏空港の機能強化を図り、国際競争力を強化すること等を目的として、成田国際空港株式会社（以下「本事業者」という。）が、成田空港におけるC滑走路の新設及び既存のB滑走路の延伸を実施するものである。

本配慮書では、C滑走路の新設の配置に係る複数案（案1-2、案2）を設定するとともに、B滑走路の延伸について、北伸案及び南伸案の環境影響を比較評価している。

事業実施想定区域及びその周辺は、千葉県成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に位置しており、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、工業専用地域等の用途地域が存在している。

本事業の実施に伴い、航空機の年間発着回数が現在の23万回から最大50万回に増加するため、航空機の発着回数の増加に伴う騒音の発生、温室効果ガスの排出、大気汚染物質の排出等による影響が懸念される。特に、航空機騒音については、空港周辺の測定地点における環境基準の達成状況が平成26年度時点で61%であり、航空機の発着回数の増加により騒音が影響を及ぼす範囲の拡大及び飛行経路周辺における騒音レベルの増大が生じ、周辺の生活環境が更に悪化するおそれがある。

また、滑走路の新設及び延伸並びにそれに伴う関連施設等の整備に当たり、大規模な土地改変を行う計画であるため、水環境、土壌環境、動植物及び生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響並びに廃棄物等による周辺環境への影響等が懸念される。特に、事業実施想定区域及びその周辺には、谷状地形を有する里地里山の環境がまとまって存在する地域があることから、これらに生息又は生育する重要な動植物への影響が懸念される。また、現在の空港敷地よりも標高が低い地域では、盛土のため土地造成に膨大な土量を要する大規模な工事計画となることから、土地造成に伴う周辺環境への影響が懸念される。

このような周辺環境への影響の重大性に鑑み、本事業は関係する地方公共団体及び住民の理解が不可欠であり、今後の方法書以降の手續において、関係する地方公共団体の意見を十分に勘案し、環境影響評価において重要な住民等の関係者の関与についても、十全を期すことが必要である。

また、国土交通省においては、本事業の実施に伴う環境負荷を最大限低減する観点から、以下の事項に取り組むこと。

今後、航空需要予測及び社会状況の変化等に応じ、成田空港をはじめとする空港整備計画が、環境保全上最適なものとなるよう検討すること。

成田空港の機能強化については、今後、四者協議会等の場を活用しつつ、環境保全全面も含めた最適な計画に向け、十分な検討がなされるよう配慮すること。

本事業者における発生源対策をはじめとした航空機騒音対策の強化に係る支援等を通じ、成田空港の更なる機能強化を行う中での、成田空港周辺における航空機騒音の環境基準の最大限の達成に向けて、一層の対策推進に努めること。

国際民間航空条約の附属書16に基づく騒音及び排出物規制について、今後の世界の航空需要の増加に伴う規制基準の強化への積極的な関与、航空法（昭和27年法律

第231号)に基づく同基準の国内における遵守等のこれまでの取組を引き続き実施し、航空機による環境負荷の低減を一層推進すること。

以上を踏まえ、本事業者においては、成田空港を含む事業実施想定区域及びその周辺における環境保全の最適化に向け、以下の措置を適切に講ずること。また、その措置の検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

1. 総論

(1) 環境保全の最適化に向けた対象事業実施区域の設定及び事業計画の検討

滑走路の新設及び延伸に関する複数案のいずれについても、本事業の実施に伴う重大な影響が生ずるおそれがあることから、対象事業実施区域の設定並びに滑走路及び関連施設等(以下「事業設備等」という。)の位置・規模又は構造・配置(以下「位置等」という。)の検討に当たっては、環境保全上重要と考えられる以下の()～()について、本事業の実施に伴う影響を改変回避、離隔確保等により極力回避又は低減し、成田空港を含む事業実施想定区域及びその周辺における環境保全の最適化を図ること。

()市街地、集落、学校・病院等配慮が特に必要な施設及び住居

()河川、水路及び湧水地

()鳥獣保護区、天然記念物及び巨樹・巨木林

()人と自然との触れ合いの活動の場及び条例に基づく里山活動協定認定箇所

今後、環境影響評価手続の過程においても、社会状況の変化等に応じた航空需要予測の精度向上、オフピーク時間帯の活用等現在の成田空港における空港設備を最大限有効活用するための方策及び平成25年10月に国土交通省交通政策審議会航空分科会に設置された首都圏空港機能強化技術検討小委員会の検討状況等を踏まえ、環境保全上最適な計画となるよう、引き続き精査すること。

(2) 今後の手続における留意事項

方法書以降の手続における対象事業実施区域の設定及び事業設備等の位置等の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、代償措置を検討すること。

引き続き、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民等の関係者の関与についても十全を期すこと。また、四者協議会の場等における、環境保全面を含めた最適な計画の立案に係る検討の経緯及び内容について、引き続き公表していくこと。

2. 各論

(1) 航空機騒音

成田空港周辺の測定地点における航空機騒音の環境基準の達成状況は、平成 26

年度時点で61%であり、環境基準の達成に向けた具体的な道筋が立っていない状況下で本事業を実施することは、航空機の発着回数の増加に伴い騒音が影響を及ぼす範囲の拡大及び飛行経路周辺における騒音レベルの増大が生じ、周辺的生活環境が更に悪化するおそれがある。このため、周辺地域における生活環境の更なる悪化を防止する観点から、本事業の実施に伴う事業設備等の供用後における航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向け、以下の事項に取り組むこと。

より低騒音な航空機の一層の導入促進等、本事業者としてできる限りの航空機騒音対策を引き続き強化すること。その際、環境基準の達成状況の改善に向けた各種対策の取組時期や具体的な数値目標等を設定したロードマップを速やかに作成・公表し、計画的に着実に取り組むこと。また、その取組は、専門家、関係機関、地域住民等の関与により透明性及び実効性を確保し、その取組状況を毎年度公表すること。

本事業の実施に伴う航空機騒音の影響について、上記の取組状況及び夜間飛行制限の緩和の検討状況等を踏まえ、事業設備等の供用時における航空機の騒音レベルを的確に予測及び評価し、その結果を踏まえ、本事業の実施に伴う事業設備等の供用開始以降における環境基準の達成状況の改善に向けた環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

評価書までの段階で、環境基準の達成状況に改善が見られない場合には、地元自治体や住民等の関係者の意見等も踏まえつつ、改善のための航空機騒音対策の検討を改めて行い、可能な限り最大限の対策に取り組むこと。

中長期的に抜本的な航空機騒音対策となりうる方策について、今後の技術開発の状況を踏まえ、航空会社や関係機関等と連携しつつ、最大限検討すること。

(2) 大気質

本事業の実施に伴い窒素酸化物をはじめとした大気汚染物質の排出量の増加が懸念されるため、本事業の実施に伴う大気汚染物質の排出量の増加について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃費効率の良い最新鋭機材の導入促進、地上動力装置(GPU)の使用率向上等により、大気汚染物質の排出量を最大限抑制すること。

(3) 水環境及び土壌環境

事業実施想定区域及びその周辺には、河川、水路及び湧水地が存在しており、大規模な土地改変に伴い発生する土砂等による水環境等への影響が懸念されることから、今後、本事業の実施に伴う水環境及び土壌環境への影響を把握するための調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

事業実施想定区域及びその周辺には、谷底平野の一部に軟弱地盤が分布している地域があることから、本事業の実施に伴う大規模な造成に当たり適切な工法等を検討するなど、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 動植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周辺には、谷状地形を有する里地里山の環境がまと

まって存在する地域があることから、本事業の実施に伴うこれらに生息又は生育する重要な動植物への影響を回避又は極力低減するため、今後、専門家等からの意見を十分踏まえ、動植物の生息又は生育状況を詳細かつ広範に調査し、その結果に基づき、適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺は、成田市景観計画（平成26年4月成田市）に基づく景観計画の区域が含まれているため、対象事業実施区域の設定等に当たり、緑化整備等地域の景観特性に応じた適切な景観形成を図ること。

事業実施想定区域及びその周辺には、芝山湧水の里など人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、本事業の実施に伴う影響について当該場の改変や機能低下の回避等により極力回避又は低減すること。

(6) 廃棄物及び建設発生土

本事業の実施に伴う大規模な土地改変により大量の廃棄物及び建設発生土が発生するおそれがあるため、廃棄物等の発生量を最大限抑制すること。

事業実施想定区域及びその周辺における現在の空港敷地よりも標高が低い地域では、本事業の実施に伴い盛土のため土地造成に膨大な土量が必要となるため、盛土量及び切土量の均衡、建設発生土の現場内再利用の徹底等により、区域外からの土砂搬入量を最大限抑制すること。

本事業の実施に伴う森林の改変により、建設発生木材が大量に発生するおそれがあるため、木材製品や燃料資源等として再利用を推進すること。

事業実施想定区域及びその周辺には、集落、住居等が立地し、河川、水路、湧水地等が存在しているため、本事業の実施に伴う土砂の飛散又は流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(7) 温室効果ガス

2030年度に2013年度比26%減という我が国の温室効果ガス削減目標を規定した「日本の約束草案(平成27年7月、地球温暖化対策推進本部決定)」に基づき、当該目標達成に向けた対策・施策や長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を盛り込んだ地球温暖化対策計画が平成28年5月に閣議決定された。このため、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、本事業の実施に伴う二酸化炭素の排出量の増加について、調査、予測及び評価を行い、以下の事項に取り組むこと。

航空機の発着回数の増加に伴う二酸化炭素の排出量の増加が懸念されるため、国際民間航空機関における二酸化炭素の排出基準の策定に係る動向を踏まえ、エネルギー効率の良い航空機材の導入促進、地上動力装置（GPU）の使用率向上等により、二酸化炭素の排出量を最大限抑制すること。また、航空機の運航に伴う二酸化炭素の排出量が大幅に削減されることが期待される代替航空燃料については、その実用化に向けた動向を踏まえ、その導入及び普及促進に向けた検討を行うこと。

空港施設の利用者の増加に伴う施設利用による二酸化炭素の排出量の増加が懸念されるため、既設設備の更なる省エネ化や最新の省エネ技術の導入等によりエネルギー使用量を最大限抑制するとともに、二酸化炭素排出係数の小さい電力の購入、再生可能エネルギーの導入推進等により使用電力の低炭素化を図ること。